

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第九中「pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤」を

「pH4処理酸性人免疫グロ  
アスホターゼ アルファ製

ブリン（皮下注射）製剤

に改める。

剤